

防災出前講座の開講について

第9回目講座「避難所生活体験」について、次のとおり申込を受け付けます。

日時・場所

科目番号	実施日時	実施場所
⑨-1	11月18日(金) 18時30分～20時	湯本小学校 体育館
⑨-2	11月19日(土) 10時～11時30分	
⑨-3	11月25日(金) 18時30分～20時	仙石原小学校 体育館
⑨-4	11月26日(土) 10時～11時30分	

※小学校の体育館を使用するため、平日の昼間の講座はありません。

対象 町民（16歳以上）または町内で就業している方

募集人数 合計先着50人程度（各地域枠あり）

申込方法 電話・FAXまたはメールにより、次の事項を連絡してください。（住所、氏名、生年月日、連絡先、希望する科目番号を希望順に2つまで明記）

申込期限 10月21日(金)

申込・照会先 総務防災課（防災対策室） ☎85-9562（FAX85-7577）

✉bousai@town.hakone.kanagawa.jp

連絡 受付完了（満席後は受付終了済）などを総務防災課防災対策室から連絡先に通知します。

科目メニュー

- ①箱根町に起こる災害
- ②マイタイムライン
- ③ハザードマップの使い方
- ④日ごろの備え
- ⑤総合防災センター研修
- ⑥地域の防災活動
- ⑦救助技術
- ⑧避難所生活のルール作り
- ⑨避難所生活体験
- ⑩避難所運営体験

箱根町資源保全基金（箱根トラスト）に協力をお願いします

箱根町資源保全基金は、自然景観や歴史的・文化的資産の保全に使われています。

募金箱の設置

箱根トラストの募金箱を設置していただける飲食店などの店舗や宿泊施設を募集しています。募金箱は現在町内の60か所以上に設置しており、毎年多くのご寄付を集めています。

箱根町シンボルマークの使用

自社製品のPRのため、町シンボルマークを使用する事業者を募集しています。販売を目的とする製品に使用するには、箱根町資源保全基金に協力金の納付をお願いします。



照会先 企画課 ☎85-9560



防災行政無線戸別受信機の販売について

防災情報伝達の強化の一環として、防災行政無線戸別受信機を販売しています。

販売価格 15,800円

★70歳以上の方（昭和28年4月1日以前に生まれた方）は5千円で販売します。

設置に際し電波の受信状況が不安定な場合、壁面に穴を開けるなどした上で屋外にダクトアンテナを取付ける必要があります。その場合は、別途工事費用が16,500円かかります（本来の工事費用は3万3千円ですが、町が補助し、半額の負担となります）ので、あらかじめ了承の上申し込んでください。

★70歳以上の方（昭和28年4月1日以前に生まれた方）は工事費用が1万円となります（本来の工事費用は3万3千円ですが、町が補助し、1万円の負担となります）。

購入を希望される方は、総務防災課に申し込んでください。申込の際に住所、氏名、生年月日、連絡先を伺います。

※申し込み後、受信機の設置には2か月ほどかかる場合があります。

照会・申込先 総務防災課 防災対策室

☎8519562

迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助について

特殊詐欺による被害を未然に防止することを目的として、迷惑電話防止機能付電話機などを購入した70歳以上の方に、購入費の一部を補助します。

対象者 町内に住所を有し、かつ居住地において電話機等を設置し、利用している70歳以上の方

対象機器 特殊詐欺を防止する機能が付いた電話機等の購入費用

・令和3年4月1日以降に購入したもの。

・電話機の呼び出し音が鳴る前に、自動で通話内容を記録する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する迷惑電話防止機能に有するもの。

補助金額 購入費の3分の2相当額（百円未満切捨）。補助

今からできる備蓄法『ローリングストック法』

町が備蓄している食料や水は量に限りがあり、町民の皆様にはご自宅や職場に3日分以上の備蓄をお願いしていますが、『ローリングストック法』とは、これらを普段の食事で使いながら、消費した分を買い足すことを言います。日ごろから食べて、買い足すことで、短い期間で新しいものに入れ替わるため、有事の際に「保存期間が過ぎてしまった」などのトラブルを防ぐことができます。

また、災害備蓄食料を日ごろから食べ慣れておくことで、災害時の精神的ストレスを緩和することにもつながります。

1人1日3ℓ×3日分。これは災害時に備えた水の備蓄の目安量です。いざというときのためにも今日からぜひご家庭や職場で水の備蓄を始めましょう。

水道水を備蓄する際は、以下の点に注意してください。

- 1.密封性が高く、中をよく洗った容器を使用する。
- 2.容器に空気が残らないよう容器の口いっぱいまで水を入れ、しっかり密封する。
- 3.浄水器を通した水は塩素による消毒効果がないため、使用しない。
- 4.日の当たらない涼しい場所で保管する。
- 5.保管した水は4日（夏季）～10日（冬季）程度を目安に交換する。
- 6.保管した水を飲用に用いる際は、必ず煮沸してから使用する。

交換の際、保管した水は洗濯や水やり等に用いると便利。

助上限額6千円。ただし、1世帯1台まで。

申請期間 令和5年1月20日まで。先着30人を対象とします。

申請方法 対象機器の購入後、交付申請書、領収書の写し、機器の取扱説明書の写しを町民課または出張所窓口へ提出してください。

照会先 町民課 ☎8517160

県営水道を使用している方へ

神奈川県企業庁公式LINEのご案内

ダムの放流情報・断水などの緊急情報を配信しています。

水道の使用開始・休止の申請手続き、インターネットでの口座振替申込みなどトーク画面から利用可能です。

友だち登録は下記2次元コードから。

詳しくはホームページを参照してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yt7/linejyouhou.html>

照会先 神奈川県企業庁総務室 ☎045-210-7025



町営水道を使用している方へ

電子申請で利用可能な手続きがあります。

詳しくはホームページで確認してください。

照会先 上下水道温泉課 ☎85-9567

